

第二種奨学金（海外）変更事項の取扱いについて

変更事項	変更時期	変更前	変更後				
貸与月額変更 （増額）について	2010年4月	採用された年度内であれば貸与始期まで、翌年度は当該年度の4月までさかのぼって変更することが可能。	<p>増額の場合は『第二種奨学金（海外）貸与月額変更願（届）』を本機構に提出した月以降から」変更することが可能。</p> <p>（例）2010年7月末日までに本機構に到着した場合、2010年7月以降の希望する月より変更可能。</p> <p>減額の場合は従来通りさかのぼって変更することが可能。（年度をまたがることはできません。）</p> <p>【「奨学生のしおり」参照ページ】</p>				
			採用年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成17・18年度
			ページ	9ページ	9ページ	8ページ	5ページ
			項目	5. 貸与中の手続	5. 貸与中の手続	5. 貸与中の手続	3. 奨学金の貸与